

県央地域における観光振興及び地域振興に係る連携と協力に関する協定

株式会社スポーツクラブ相模原（以下「甲」という。）、株式会社湘南ベルマーレ（以下「乙」という。）及び横浜マリノス株式会社（以下「丙」という。）と神奈川県県央地域県政総合センター（以下「丁」という。）は、神奈川県県央地域における観光振興及び地域振興に資するため、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 県央地域 相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村の6市1町1村を指す。

（目的）

第2条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することで、県央地域における観光振興や地域振興に資することを目的とする。

（連携事項）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- 1) 県央地域の魅力発信に関すること。
 - 2) 県央地域の市町村における観光情報又は地域産品等の広報・普及に関すること。
 - 3) その他、県央地域における観光振興及び地域振興に関すること。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議し本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を本協定の目的外に利用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙、丙又は丁のいずれからも書面により特

段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の処理)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年8月23日

甲 相模原市南区相模大野3-16-1
株式会社スポーツクラブ相模原
代表取締役社長 西谷 義久

乙 平塚市中堂18-8E棟3階
株式会社湘南ベルマーレ
代表取締役社長 坂本 紘司

丙 横浜市港北区新横浜2-6-3
横浜マリノス株式会社
代表取締役社長 中山 昭宏

丁 厚木市水引2-3-1
神奈川県県央地域県政総合センター
所長 黒岩 信